

農村はもっと美しくなる  
鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報 ふぁーむらんど  
Farmland

第7号  
平成25年6月

# みんなで集落営農に取り組みませんか！

## 【集落営農のススメ】コーナー

農村地域、とりわけ中山間地域では、急速な高齢化による農家減少にともない、担い手不足が深刻な課題となっており、今集落ぐるみで地域の農業を守る「集落営農」が注目されています。

今回から4回にわたり、本会報「ふぁーむらんど」に【集落営農のススメ】コーナーを設け、様々な情報を発信していきますので、参考にしてください。



### Q. 集落営農って・・・なに

A. 集落営農とは、1ないし複数集落を単位に共同で行う営農のことをいいます。担い手農家だけでなく、兼業農家や高齢農家、女性を含めた集落ぐるみで、地域農業の持続的発展を目指すものです。

#### 【集落営農による効果】

- ① 機械・施設の共同利用、共同作業により、農業生産コストの低減が図れます。
- ② 集落ぐるみで営農に取り組むことで、農地の有効利用と遊休農地の発生防止が図れます。
- ③ 住民同士の連帯が生まれ、集落コミュニティの活性化が図れます。
- ④ 農業後継者がいない方、病気等で急に営農ができなくなった方などは、安心して集落営農組織に農地を任せることができます。



※活動組織の中で、集落営農について話し合ってみませんか。

もしかして・・・既に私たちの組織では農地・水の活動を通じて基礎部分ができている？

県、市町村及びJAでは、集落営農を様々な形で支援していますので、お気軽に最寄りの下記機関へ声を掛けてください。( ^o^ ) /

まずは、興味のある方で集まって、勉強会を開催したり、既に取り組んでいる地区を見に行きましょう。

- ・農林水産部農地・水保全課（経営支援課） ..... 電話 0857-26-7336
- ・東部農林事務所地域整備課（農業改良普及所又は農業振興課） ..... 電話 0857-20-3573
- ・中部農林局地域整備課（農業改良普及所又は農業振興課） ..... 電話 0858-23-3170
- ・西部農林局地域整備課（農業改良普及所又は農業振興課） ..... 電話 0859-31-9668

※農地・水交付金事業の窓口は地域整備課となりますが、集落営農については農業改良普及所又は農業振興課と一緒にお願いします。

今回は、集落営農の様々なメリットを紹介します。お楽しみに！！

### 平成25年度共同活動支援交付金 対象活動の拡充

遊休農地発生防止を目的とした保安全管理の一環として、鳥獣害防護柵の更新又は新設を追加しました。この場合、対象組織の構成員の合意が必要です。

ただし、鳥獣害防護柵を設置した場合も、農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行うなど、耕作可能な状態に農地を保安全管理することは必要です。

なお、鳥獣害防護柵に関する活動に関しては、必ず市町へ問合せ（相談）を行ってからお願いします。

### 平成25年度向上活動支援交付金 高度な農地・水の保全活動の拡充

向上活動交付金に「末端ゲート・バルブの自動化等」、「給水栓・取水口の自動化等」、「畦畔等法面へのカバープランツの設置」や「小段（犬走りの設置）」の4工種の取組が追加となりました。

水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動に対し、取組内容、対象となる農地面積に応じて支援します。

#### 対象活動と支援単価

##### (1) 対象活動

水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全を行うもので、専門家の指導など高度な技術が求められる活動が対象です。

農業用水の保全

給水栓・取水口の自動化等  
【活動例】

農地の保全

グリーンベルト設置による土壌流出防止  
【活動例】

地域環境の保全

カバープランツ（地被植物）の設置  
【活動例】

##### (2) 支援単価

田	500 ～ 2,000 円/10a
畑	500 ～ 1,500 円/10a
草地	-

- ・上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・交付額は、活動組織の場合、1組当り200万円を上限
- ・農地・水・環境保全組織の場合、1集落当り200万円を上限
- ・支援単価については、取組活動の内容や事業量により異なります。

##### 【対象となる活動の例】

- ・循環かんがいによる水質保全
- ・浄化水路による水質保全（水路への木炭等の設置）
- ・地下水かん養
- ・持続的な水管理（末端ゲートの自動化等）
- ・土壌流出防止（グリーンベルト等の設置）
- ・ため池利用による洪水調節
- ・生態系の回復（水田魚道、水路魚道、ワンド、ピオトープ等の設置）
- ・水環境の回復、水田貯留
- ・持続的な畦畔等法面管理（カバープランツの設置）等

#### ○持続的な水資源保安全管理

【転倒堰の例】



【給水栓の自動化】



#### ○持続的な畦畔等管理

【カバープランツ】



【法面への小段の設置】



平成25年度は、倉吉市、湯梨浜町、南部町、大山町で実施予定となっています。

## 平成 25 年度農地・水保全管理支払交付金の予算状況等について

昨年度におきましては、予算不足等により活動組織の皆様には色々ご心配・ご迷惑をおかけしました。本年度は、継続及び新規希望組織については要望額以上の額が割当されていますので、安心して活動に取り組んでください。

また、向上活動における予算については余裕がありますので、高度な農地・水保全活動への取組にステップアップを希望される活動組織がありましたらご相談ください。

なお、新規組織で平成25年度からの活動について、6月30日までに採択申請が出来ないと判断されておられましたら、国への採択申請の期限が8月30日までに、本年度に限り延長されましたのでご相談ください。

### ■共同活動支援交付金

(単位：千円)

	要望額 5/31 聞取 ①	割当額 5/31 時点 ②	追加割当予定額 7/月上旬見込み ③	残 額 ④ =②+③-①
継続組織	295,824	296,614	0	790
新規組織	6,730	0	9,496	2,766
合 計	302,554	296,614	9,496	3,556

### ■向上活動支援交付金

(単位：千円)

	要望額 5/31 聞取 ⑤	割当額 5/31 時点 ⑥	追加割当予定額 7/月上旬見込み ⑦	残 額 ⑧ =⑥+⑦-⑤
継続組織	404,512	404,414	0	△98
新規組織	25,540	0	34,796	9,256
合 計	302,554	296,614	9,496	9,158

なお、割当額については平成25年3月末時点に要望額調査による額となります。

## 平成 25 年度 向上活動の実施について

### ○向上活動の交付金の流れ（継続地区）

向上活動の交付手続きは、少し時間がかかります。交付金交付までの手続きは以下のように2回の手続きが必要となっています。また、国、地方（協議会）のそれぞれに行います。



現在25年度の交付申請を受け付けている状況ですが、交付決定は24年度の実績がきちんと整理された後に行われるため、実績の不備等があった場合、交付決定に遅れが生じる場合があります。

### ○向上活動の実施について

平成24年度には、様々な理由で交付金を返還する組織がありました。不用な予算で有れば、交付申請や概算払請求を行うことは極力やめましょう。

なお、平成25年度予算については十分に確保されています。過年度に生じた返還の内容も含め、有効に交付金を活用いただくためにも、困った事があればすぐに報告・相談・連絡をお願いします。

#### （相談例）

- Q1.早く工事にかかりたいけど → A1.着手届の提出で実施可能（ただし、交付金は交付決定後に交付）  
 Q2.今年は予定の工事が出来そうもない → A2.予め必要とする金額で交付申請をしてください  
 Q3.工事はどうやって頼むの？設計は？ → A3.工事は物を買うようにはいきません。図面や施工の管理が必要となります。委託も可能ですのでご相談ください。

## 各組織の活動は国（会計検査院）の行う会計検査の対象となります

### 会計検査院とは？

私たちの税金や国債の発行によって国が集めたお金は、各府省などで国の仕事をするために使われます。国のお金ですから、適正に、また、ムダがないように、有効に使われなければなりません。会計検査院は、この国のお金が正しく、また、ムダなく有効に使われているかどうかをチェックする機関です。

### どんなところを検査しているの？

会計検査院が検査する対象は、国のすべての会計のほか、国が出資している政府関係機関、独立行政法人などの法人や、国が補助金、貸付金その他の財政援助を与えている都道府県、市町村、**各種団体**などです。

**農地・水保全管理支払交付金の1/2は国費**です。よって、**共同活動組織、向上活動組織は、各種団体**に入ります。

### どんなふうに検査するの？

検査には、主に「書面検査」と「実地検査」の二つの方法があります。書面検査は庁舎内で、検査対象から提出された計算書や証拠書類を検査するもので、実地検査は、検査対象機関の事務所や事業が実際に行われている現場に出張して行う検査です。

### 補助金返還とは？

補助事業を途中でやめたり、**補助金を目的外に使ったりした場合**、補助金を受けた自治体などは**国に補助金を返すのが原則**。

## 農地・水保全管理支払交付金における留意事項

①交付金を受けた対象農用地について、耕作放棄地全体調査（農業委員会調査）結果で耕作放棄地に区分されている農地が存在するとした事案。  
⇒交付金を受けた対象農用地に遊休農用地を取込んでいた場合は、協定期間内に解消することになっております。

②向上活動支援活動における工事に際し、現地見積のみで、契約書（請書）や図面等を作成せず、又工事の出来高等の管理・確認を行っていない事案。  
⇒工事を外注する場合は、見積書（複数）、契約書（請書）、図面（位置図、断面図等）等の書類を整理しておくようにしましょう。

**補助金返還につきましては、当該年度の補助金に留まらず、遡って協定期間内の全額返還となる場合がございますので、十分に注意して頂くよう、お願いします。**

#### 【問合せ先】

- ・農林水産部農地・水保全課 … 電話 0857-26-7336
- ・東部農林事務所 …… 電話 0857-20-3573
- ・中部農林局 …… 電話 0858-23-3170
- ・西部農林局 …… 電話 0859-31-9668
- ・鳥取県農地・水・環境保全協議会 電話 0857-38-9500

## 農村の風景フォトコンテスト 2013 作品募集

### テーマ 『 農村の風景 』

農村は、四季の移り変わりとともに、農業の営みや守り継がれてきた様々な自然、そして受け継がれてきた文化がたくさんあります。この「ふるさと」が育んでくれる心の豊かさ・やすらぎ・人間らしさを写真で募集します。たとえば、農村に伝わる文化、暮らしを支える大切な水や農地、そして自然と人々の関わりなど未来に残しておきたい農村景観。また、整備された土地改良施設（水路や農道など）や農地などが農業生産、農村生活、農村環境などに果たしている役割・効果等々、私達が生きるために必要な「水」「土」「緑」を中心に幅広く農村の風景をとらえた写真を募集します。

- ◆土地改良施設部門（土地改良事業により造成された、農地、農道、水路、ため池等）
- ◆農村景観部門（農村の景観、暮らし、行事など）
- ◆農地・水・環境保全活動部門

### 応募要領

- 応募資格
  - ・応募者については県内外を問いません。
- 応募規定
  - ・応募作品は鳥取県内で撮影した未発表のものに限ります。
  - ・カラープリント四つ切り（ワイド四つ切りでも可能）で、単写真に限ります。
  - ・作品1点ごとに応募票（自作可）を添付し、応募票には、住所、氏名、年齢、職業（学生の場合は学校名、学年）、電話番号、撮影場所、撮影年月、作品の題名、応募部門を記入。
  - ・人物が被写体の場合は、本人から応募について承諾を得てください。
  - ・応募作品は原則返却致しません。なお、入賞作品は後日原版（ネガ又はポジ原版）の提出をお願いします。また、デジタルカメラで写した写真も対象としますが、入賞した場合はJPEGで提出願います。
  - ・入賞作品の著作権は、主催者に帰属します。
- 締め切り 平成25年10月28日（月） 必着
- 送り先 〒680-0911 鳥取市千代水4丁目37番地  
水土里ネットとっとり フォトコンテスト 2013係
- 問合せ先 TEL (0857)38-9500 FAX (0857)38-9577

### 優秀作品

特選	1点（表彰状、賞金3万円）
準特選	2点（表彰状、賞金2万円）
佳作	数点（表彰状、賞品）
山陰フジカラー賞	1点（表彰状、賞品）
鳥取県農地・水・環境保全協議会会長賞	1点（表彰状、賞品）
土地改良施設部門賞	1点（表彰状、賞品）
農村景観部門賞	1点（表彰状、賞品）

・・・・・・・・・・・・・・・・ 切 り 取 り 線 .....

農村の風景フォトコンテスト 2013 応募票		
(フリガナ) 職業又は		受付日
氏 名	( 才 ) 学 校 名	
住 所 〒	TEL ( )	
撮影場所	(平成 年 月 撮影)	受付番号
(フリガナ) 作品の題名	土地改良施設部門、農村景観部門、 農地・水・環境保全活動部門 どちらの作品か○をして下さい。	